

## 平成 24 年度コンプライアンス推進強化月間の取組みについて

### 1 経過

- ・ 毎年 9 月をコンプライアンス推進強化月間と位置付け、各種の取組みを行なっている。
- ・ 平成 24 年度についても昨年度までと同様、9 月をコンプライアンス推進強化月間と位置づけ、取組みの強化を図る。

### 2 全市的な取組み

- ・ 監察課で、周知用ポスターを作製し、各所属に配付し職場での掲示を依頼する。
- ・ コンプライアンスチェックシート（風通しの良い職場づくりに向けて）を作成し、各所属に配付する。
- ・ コンプライアンス研修（グループ討論型）を 9 月から 10 月にかけて実施する。

### 3 各所属での独自取組み

各所属で検討のうえ、必要に応じて実施する。

（取組みの例）

- ・ 職場あいさつ運動の実施
- ・ 所属長の事業所等巡視
- ・ 所属独自のコンプライアンス研修の実施 など

### 4 取組みの報告

全市的な取組み（コンプライアンス研修（グループ討論型）を除く）及び各所属での独自取組みについて、実施後、監察課あて報告いただく。

### 5 周知方法

上記の周知用ポスターを、庁内ポータルサイトの総務局所属サイトに掲載するとともに、各職場において掲示することにより、コンプライアンス推進強化月間であることの周知を全職員に対して行う。